

JA足利(金利上乘せ) 定期貯金



# 年金いきいき定期貯金

店頭表示金利 + 年 0.05%

お取扱期間

2026年3月1日(日)~2027年2月28日(日)

- 商品名 年金いきいき定期貯金
- 貯金の種類 スーパー定期貯金
- お取扱対象 当JAに年金振込口座指定があるお客様または新たに口座を指定されるお客様が対象です。

(注) 利用期間中に振込の指定をされている方とします。

年金の種類は国民年金、厚生年金、共済年金、農業者年金等の公的年金です。

- お預入限度額 お1人様1,000万円まで(1回の最低預入額は10万円以上)
- お預入期間 1年間(自動継続可、元金継続)
- 適用利率 お預入金額の店頭表示金利 + 年0.05%
- 利子税 お利息に20.315%(国税15.315%・地方税5%)の税金がかかります。  
※2037年12月31日までの適用となります。
- 中途解約 原則として中途解約はできません。やむを得ず中途解約する場合はJA貯金規定の利率を適用します。

\*金利動向により取扱期間中であっても、金利の変更や取り扱いが中止となる場合があります。

## JA足利年金友の会会員募集中

JAで年金をお受取りになると、  
ゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行でのATM入出金手数料が月3回まで無料です!

JA足利 足利市農業協同組合 金融課 TEL41-7153

ホームページ <https://www.jaashikaga.or.jp/>

足利支店 TEL41-2588 山辺支店 TEL71-1626 西支店 TEL62-1011  
東支店 TEL41-3678 南支店 TEL71-1601 坂西支店 TEL63-1227  
北支店 TEL41-3663

詳しくはお近くの支店窓口までおたずねください。

# 「年金いきいき定期貯金」商品概要説明書

1. 商品名 スーパー定期貯金〈単利型〉
2. 取扱期間 2026年3月1日(日)～2027年2月28日(日)
3. 販売対象 当JAに年金振込口座指定があるお客様。または、新たに口座指定をされるお客様。  
※利用期間中に振込の指定をされている方といたします。  
年金の種類は国民年金、厚生年金、共済年金、農林年金、農業者年金等の公的年金です。
4. 預入期間 1年(定型方式)※**自動継続(元金継続)のお取り扱いもできます。**
5. 預入方法 (1)預入方法・方式 一括預入・証書・通帳式  
(2)預入限度金額 **10万円以上 1,000万円未満**  
(3)預入単位 1円単位
6. 払戻方法 満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1)適用金利 預入時の店頭表示の金利に**年0.05%を上乗せ**した金利を満期日まで適用します。  
※金利動向により取扱期間中であっても、金利の変更や取り扱いが中止となる場合があります。  
(2)計算方法 付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算。  
(3)利払頻度 満期日以降に一括して支払います。  
(4)税金 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税。  
※2013年1月1日から2037年12月31日までに受け取るお利息には、復興特別所得税が上乗せされ20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。  
(5)金利情報 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合わせください。
8. 自動継続時の取り扱い  
自動継続時(満期日)において当JAにて年金振込口座指定をされていない場合は、それ以後の期間の利息は自動継続時の店頭表示金利とします。
9. 付加できる特約事項 マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取り扱いができます。
10. 中途解約時の取り扱い 原則として中途解約はできません。  
満期日前に解約する場合、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算し、利息とともに払い戻します。
  - ・預入期間が6か月未満の場合、解約日における普通貯金の利率。
  - ・預入期間が6か月以上1年未満の場合、預入日の約定利率×50%。※中途解約利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
11. 貯金保険制度(公的制度)  
保護対象  
当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容  
苦情処理措置  
本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本店金融課(電話番号:0284-41-7153)または支店にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。  
また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  
紛争解決措置  
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合またはJAバンク相談所にお申し出ください。  
東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)  
第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)  
第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)  
「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
  - ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
  - ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合わせください。」
13. その他参考となる事項  
この貯金は、譲渡または質入することはできません。